| | |
|---|---|
| 同条第四項、第五項又は第九項 | 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項 |
| 同条第一項 | 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項 |
| 損金の額 | 損金の額又は個別帰属損金額 |
| 法第五十七条第四項、第五項又は第九項 | 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項 |
| 同条第三項 | 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項 |
| 未処理欠損金額 | 未処理欠損金額等 |
| 特定資産譲渡等損失相当欠損金額 | 特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 |
| 法人税法施行令第百十二条第八項の第六項 | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第六項の |
| 、前項 | 、同条第二項の規定により読み替えられた前項 |
| 第六項中 | 同条第二項の規定により読み替えられた第六項中 |

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第八項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 法人税法施行令第百十二条第十一項 | 第五項から第八項まで | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項から第八項まで |
| | 第五項中 | 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項中 |
| | 同条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人 | 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人 |
| | 第六項中 | 同条第二項の規定により読み替えられた第六項中 |
| | 第七項中 | 同条第二項の規定により読み替えられた第七項中 |

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第九項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第九項第一号イ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イの項中「第百十二条第九項第一号イ」を「第百十二条第九項第一号イ⑴」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ⑴の項中「第百十二条第十二項第一号イ⑴」を「第百十二条第十二項第一号イ⑵」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ⑵の項中「第百十二条第九項第一号ロ」を「第百十二条第十二項第一号ロ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号ハの項中「第百十二条第九項第一号ハ」を「第百十二条第十二項第一号ハ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第二号の項中「第百十二条第九項第二号」を「第百十二条第十二項第二号」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第三号の項中「第百十二条第九項第三号」を「第百十二条第十二項第三号」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十四項の項中「第百十二条第十四項」を「第百十二条第十七項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十五項の項中「第百十二条第十五項」を「第百十二条第十八項」に改め、同表法人税法施行令第百十三条第六項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 法人税法施行令第百十三条第八項 | 同項第一号に規定する欠損金額 | 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額 |
| 法人税法施行令第百十三条第八項第二号 | 前条第七項第一号に規定する欠損金額 | 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額 |
| 法人税法施行令第百十三条第九項 | 前項の | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の |
| 法人税法施行令第百十三条第十一項 | 前三項 | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項 |
| | 同項第一号に規定する欠損金額 | 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額 |

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十六条の二第四項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十二項」に改め、同条第四項中「第百十二条第十一項から第十三項まで」を「第百十二条第十四項から第十六項まで」に改める。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加える。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第三十七条の十二中「（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十六条第二項又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）」を削り、同条各号中「並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」を削る。

第四十八条の十三第二十八項ただし書を削る。

第五十六条の十四中「三月三十一日」を「一月一日」に改める。

第五十六条の五十七第三項中「で、その構造が簡易なものとして総務省令で定めるもの」を削る。

第五十六条の八十四中「四月一日」を「一月二日」に改める。

第五十八条中「第九条第十五項」を「第九条第十二項」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年における特例基準割合」に改める。